

令和5・6年度豊郷町入札参加資格審査申請取扱要領

(町外建設工事)

1 資格要件について

次の要件を全て満たしていることが必要です。

(1)競争入札等に係る契約を締結する能力を有しない者でないこと、および破産者で復権を得ない者でないこと。

(2)経営状況が著しく不健全であると認められる者でないこと。

(3)次のいずれかに該当する者でないこと。

(ア) 役員等(競争入札に参加しようとする者が個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員をいい、当該競争入札に参加しようとする者から県との取引上の一切の権限を委任された代理人を含む。以下「役員等」という。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)であると認められる者

(イ) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下「暴力団」という。)または暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者

(ウ) 役員等が、自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用するなどしたと認められる者

(エ) 役員等が、暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的または積極的に暴力団の維持または運営に協力し、または関与していると認められる者

(オ) 役員等が、暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している と認められる者

(4)以下に定める届出の義務を履行していない者(当該届出の義務がない者を除く。)でないこと。

(ア) 健康保険法(大正11年法律第70号)第48条の規定による届出の義務

(イ) 厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)第27条の規定による届出の義務

(ウ) 雇用保険法(昭和49年法律第116号)第7条の規定による届出の義務

(5) 建設業法第3条の規定に基づく許可を受けている者(支店、営業所等で登録を申請する場合は、当該支店、営業所等で許可を受けていること。)で、指名希望工事に対応する許可建設工事について、審査基準日の前日において許可取得後2年以上経過し、かつ、注審査基準日の直前2年のいずれかの事業年度において許可業種に対応する建設工事の施工実績があること。(注：新規申請のみ)

(6)参加希望工事に対応する許可業種について、直前決算における経営事項審査を受審して「経営規模等評価の申請」と「総合評定値の請求」をしていること。

(7)国税、地方税、町税並びに町納付金等を滞納している者でないこと。

(8)豊郷町の入札参加資格制限を受けていない者

2 審査基準日

直前決算日

3 資格の有効期間

建設工事（豊郷町外） 令和5年4月1日から令和7年3月31日までの2年間

※中間受付はいたしません

4 参加希望工事

・参加希望工事の区分は別表第1のとおりです（全16種類）。

この参加希望工事の区分は建設業法の許可区分とは異なりますのでご注意ください。

・入札参加が認められるのは、1者につき3業種までです。

なお、技術職員1人につき参加希望工事は1種類とし、2種類以上の兼務はできません。

（3つの参加希望工事に入札参加するには、最低でも3人の技術職員が必要です。）

※別表1のとおり 建築業法改正にともない 解体工事等の参加希望工事の取り扱いが建築付帯工事の対応許可業種とします。

5 技術職員基準

1 参加希望工事に対応する技術者の配置

(1) 全ての参加希望工事ごとに、参加希望工事の対応許可業種に対応する資格を有している者を1人以上配置してください。許可業種に対応する資格については建設業の許可における技術者の資格に基づきます。なお、1つの参加希望工事に対応許可業種を複数申請する場合は、それらの内いずれかに対応する資格を有する技術者を配置すればよいものとします。

(2) 技術職員1人につき参加希望工事は1種類までとし、2種類以上を重複して配置することはできません。

2 参加希望工事に係る技術職員区分

技術職員区分は次のとおりです。（経営事項審査における「技術職員数（1級、2級、その他）」とは異なります。）

・「1」… 審査基準日において有効な監理技術者資格者証を保有（実務経験による取得も含む）し、審査基準日以前5年以内に監理技術者講習を修了している者

・「2」… 上記「1」に該当しない者のうち、資格コード表のⅠまたはⅡに○のついている資格を保有している者

・「3」… 上記「1」に該当しない者のうち、資格コード表のⅢに○のついている資格を保有している者

3 職員の要件

以下（1）から（7）の要件をすべて満たしている必要があります。

(1) 審査基準日以前6か月超の日に採用され、申請日現在雇用されていること。

※令和4年度の申請は次に示す経過措置があり令和4年3月31日以前に採用され申請日現在も雇用されている方も職員として認めます。

(2) 滋賀県内の本店、支店、営業所等で登録を申請する場合は、県内で勤務していること。

- (3) 申請者において所得税の源泉徴収をしていること。徴収義務のない者は除きます。
- (4) 社会保険（健康保険および厚生年金保険）の被保険者であること。
ただし、健康保険および厚生年金保険の適用が除外される場合（個人事業所で従業員が4人以下等）は除きます。
- (5) 雇用保険の被保険者であること。
ただし、雇用保険の適用が除外される場合（従業員が1人もいない等）は除きます。
- (6) 給料額が社会通念上妥当であること。
- (7) 出向者については、転籍出向者（出向先である申請者側で給料を支払い、社会保険等に参加している者）であること。

7 申請書提出後の変更について

申請書提出後において入札参加資格審査申請書に記載した次の事項に変更があった場合、修正申請を行ってください。

また令和4年度の豊郷町の有資格者名簿の次の記載事項に変更がある場合は、速やかに（変更から約1週間以内。）、入札参加申請書記載事項変更届を豊郷町企画振興課まで提出してください。

- (1) 所在地・郵便番号
- (2) 商号・名称（フリガナ）
- (3) 代表者職名・代表者氏名（フリガナ）
- (4) 電話番号・FAX番号

8 その他

- (1)書類の不備により受付できないことがあります。
- (2)申請内容または添付書類について、虚偽の記載等が認められた場合や記載内容の確認・証明等に協力が得られない場合は、入札参加資格の抹消等の措置をとることがあります。
- (3)受付期間内に申請がない場合は、令和5・6年度の入札参加資格は得られません（資格の期限切れに伴う通知はありません）
- (4)業者番号は令和3.4年度の受付番号を入力してください。

9 問い合わせ先

滋賀県 豊郷町役場 企画振興課

〒529-1169 滋賀県犬上郡豊郷町石畑 375

TEL 0749-35-8112 mail kikaku@town.toyosato.shiga.jp

別表第 1

参加希望工事と建設業の許可建設工事との種類別と対応関係

参加希望工事	建設工事の種類	建設工事の例示
土木一式工事 (略号 = 土) (コード = 51)	土木一式工事 (土) (01)	土木一式工事、下水道管渠工事、農村下水道管渠工事
	とび・土工・ コンクリート工事 (と) (05)	コンクリートブロック据付け工事、くい工事、くい打ち工事、くい抜き工事、場所打ぐい工事、土工事、掘削工事、根切り工事、発破工事、盛土工事、コンクリート工事、コンクリート打設工事、コンクリート圧送工事、プレストレストコンクリート工事(橋梁に係るものを除く)、地滑り防止工事、地盤改良工事、ボーリンググラウト工事、土留め工事、仮締切り工事、屋外広告物設置工事(交通安全施設に係るものを除く)、捨石工事、外溝工事、はつり工事、切断穿孔工事、潜水工事、トンネル防水工事、土木系モルタル防水工事
	石 工 事 (石) (06)	石積み(張り)工事、コンクリートブロック積み(張り)工事
	タイル・れんが・ ブロック工事 (タ) (10)	コンクリートブロック積み(張り)工事、れんが積み(張り)工事
	鋼 構 造 物 工 事 (鋼) (11)	閘門・水門等の門扉設置工事
	しゅんせつ工事 (しゅ) (14)	しゅんせつ工事
	水 道 施 設 工 事 (水) (26)	取水施設工事、浄水施設工事、配水施設工事、下水処理施設工事
建築一式工事 (建) (52)	建 築 一 式 工 事 (建) (02)	建築一式工事
	大 工 工 事 (大) (03)	大工工事、型枠工事、造作工事
舗 装 工 事 (ほ) (53)	舗 装 工 事 (ほ) (13)	アスファルト舗装工事、コンクリート舗装工事、ブロック舗装工事、路盤築造工事
電気設備工事 (電) (54)	電 気 工 事 (電) (08)	発電設備工事、送配電線工事、引込線工事、変電設備工事、構内電気設備工事(非常用電気設備を含む)、照明設備工事、電車線工事、信号設備工事、ネオン装置工事
	電 気 通 信 工 事 (通) (22)	電気通信線路設備工事、電気通信機械設置工事、放送機械設置工事、空中線設備工事、データ通信設備工事、情報制御設備工事、TV電波障害防除設備工事

消防施設工事 (消) (55)	消防施設工事 (消) (27)	屋内消火栓設置工事、スプリンクラー設置工事、水噴霧・泡・不燃性ガス・蒸発性液体又は粉末による消火設備工事、屋外消火栓設置工事、動力消防ポンプ設置工事、火災報知設備工事、漏電火災警報器設置工事、非常警報設備工事、金属製避難はしご・救助袋・緩降機・避難橋又は排煙設備の設置工事
--------------------	--------------------	--

参加希望工事	建設工事の種類	建設工事の例示
給排水冷暖房工事 (給) (56)	管 工 事 (管) (09)	冷暖房設備工事、冷凍冷蔵設備工事、空気調和設備工事、給排水・給湯設備工事、厨房設備工事、衛生設備工事、浄化槽工事、水洗便所設備工事、ガス管配管工事、ダクト工事、管内更生工事、消雪設備工事、農村下水道の浄化槽工事（下水道法による流域処理施設に排水するものを除く）
	熱 絶 縁 工 事 (絶) (21)	冷暖房設備・冷凍冷蔵設備・動力設備又は燃料工業・化学工業等の設備の熱絶縁工事、ウレタン吹付け断熱工事
機械設備工事 (機) (57)	機械器具設置工事 (機) (20)	プラント設備工事、運搬機器設置工事、内燃力発電設備工事、集塵機器設置工事、給排水機器設置工事、揚排水機器設置工事、ダム用仮設備工事、遊技施設設置工事、舞台装置設置工事、サイロ設置工事、立体駐車設置工事
塗 装 工 事 (塗) (58)	塗 装 工 事 (塗) (17)	塗装工事（交通安全施設に係るものを除く）、溶射工事、ライニング工事、布張り仕上工事、鋼構造物塗装工事
造 園 工 事 (園) (59)	造 園 工 事 (園) (23)	植栽工事、地被工事、景石工事、地ごしらえ工事、公園設備工事、広場工事、園路工事、水景工事、屋上等緑化工事、緑地育成工事
	石 工 事 (石) (06)	石積み（張り）工事、コンクリートブロック積み（張り）工事（造園工事に伴うもの）
	タイル・れんが・ブロック工事 (タ) (10)	コンクリートブロック積み（張り）工事、れんが積み（張り）工事（造園工事に伴うもの）
さく井工事 (井) (60)	さく井工事 (井) (24)	さく井工事、観測井工事、還元井工事、温泉掘削工事、井戸築造工事、さく孔工事、石油掘削工事、天然ガス掘削工事、揚水設備工事
鉄骨工事 (鉄) (61)	鋼構造物工事 (鋼) (11)	鉄骨工事、鉄塔工事、石油・ガス等の貯蔵用タンク設置工事、屋外広告工事
	鉄筋工事 (筋) (12)	鉄筋加工組立て工事、鉄筋継手工事
橋梁上部工事 (橋) (62)	土木一式工事 (土) (01)	橋梁上部工事（陸橋・歩道橋を含む）、プレストレストコンクリート工事（橋梁に係るもの）

	鋼構造物工事 (鋼) (11)	橋梁上部工事 (陸橋・歩道橋を含む)
法面処理工事 (法) (63)	防水工事 (防) (18)	アスファルト防水工事、モルタル防水工事、シーリング工事、塗膜防水工事、シート防水工事、注入防水工事
	とび・土工・コンクリート工事 (と) (05)	現場吹付法砕工事、アンカー工事、あと施工アンカー工事、落石防止網工事、モルタル吹付け工事、種子吹付け工事、厚層基材吹付工事、客土吹付け工事、植生ネット工事、法面保護工事

参加希望工事	建設工事の種類	建設工事の例示
建築附帯工事 (附) (64)	左官工事 (左) (04)	左官工事、モルタル工事、モルタル防水工事、吹付け工事、とぎ出し工事、洗い出し工事
	とび・土工・コンクリート工事 (と) (05)	とび工事、ひき工事、足場等仮設工事、重量物の揚重運搬配置工事、鉄骨組立て工事
	解体工事 (解) (29)	工作物解体工事
	屋根工事 (屋) (07)	屋根ふき工事、文化財屋根ふき工事
	タイル・れんが・ブロック工事 (タ) (10)	タイル張り工事、築炉工事、スレート張り工事、サイディング工事
	板金工事 (板) (15)	板金加工取付け工事、建築板金工事
	ガラス工事 (ガ) (16)	ガラス加工取付け工事、ガラスフィルム工事
	防水工事 (防) (18)	防水工事 (建築物に伴うもの)
	内装仕上工事 (内) (19)	インテリア工事、天井仕上工事、壁張り工事、内装間仕切り工事、床仕上工事、たたみ工事、家具工事、防音工事
	建具工事 (具) (25)	金属製建具取付け工事、サッシ取付け工事、金属製カーテンウォール取付け工事、シャッター取付け工事、自動ドア取付け工事、木製建具取付け工事、ふすま工事
	建築一式工事 (建) (02)	文化財建造物修理工事
大工工事 (大) (03)	文化財建造物修理大工工事	

交通安全施設工事 (交) (65)	とび・土工・ コンクリート工事 (と) (05)	道路付属物設置工事(カーブミラー、ガードレール、 道路標識設置工事)、看板設置工事(交通安全施設に係る もの)
	塗 装 工 事 (塗) (17)	塗装工事、路面標示工事(交通安全施設に係るもの)
	電 気 工 事 (電) (08)	道路照明設備工事、交通信号設備工事(交通安全施設 に係るもの)
	電 気 通 信 工 事 (通) (22)	電気通信線路設備工事、電気通信機械設備工事、放送 機械設置工事、空中線設備工事、データ通信設備工事、 情報制御設備工事(交通安全施設に係るもの)
	機 械 器 具 設 置 工 事 (機) (20)	交通安全施設に係るもの
清掃施設工事 (清) (66)	清 掃 施 設 工 事 (清) (28)	ごみ処理施設工事、し尿処理施設工事